

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 2 日から 54 年 8 月 1 日まで
② 昭和 54 年 11 月 2 日から 55 年 9 月 1 日まで

私は、A社に臨時的任用職員として勤務していた期間のうち、同事業所での厚生年金保険加入期間が昭和 52 年 9 月 1 日から 53 年 7 月 1 日までのみとされ、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の上部機関であるB社が提出した在職証明書から、申立人は、申立期間①及び②において、A社に臨時的任用職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、当時のA社の総務担当者は、「当時、A社では、臨時的任用職員は希望者のみ厚生年金保険に加入させていた。」旨を供述しているところ、B社が保管する雇用記録台帳及び同事業所の被保険者原票によると、当時、同事業所に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる同僚のうち、申立期間①では 22 人のうち 12 人が、申立期間②では 17 人のうち 16 人が、同事業所で厚生年金保険に未加入であることが確認できる上、申立人が、同事業所で臨時的任用職員であったと氏名を記憶する 5 人の同僚も、同事業所で厚生年金保険に加入した記録は確認できないことから、申立期間①及び②当時、同事業所では、厚生年金保険には希望者のみ加入させていたことが推認できる。

また、申立期間①及び②を含む前後の期間について、A社の被保険者原票を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 3 年 3 月 31 日付で A 社を退職したにもかかわらず、同日が日曜日であったことからか、同年 3 月 30 日が退職日とされ、同年 3 月 31 日が同社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日とされたため、同年 3 月が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間の厚生年金保険料はこれから納付するので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する申立人の退職願を見ると、申立人は、平成 3 年 3 月 31 日付で同社を退職したく、願い出ていることが確認できる。

しかし、A 社が保管する申立人の退職承認に係る起案決裁文書を見ると、申立人の同社での退職承認日は、平成 3 年 3 月 30 日付とされていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成 4 年から 8 年までの期間において、A 社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が、月曜日である「1 日」とされている 4 人の同僚は、同社が保管する資料によると、日曜日である、資格喪失月の前月末日が退職日とされていることが確認できることから、申立人については、当該同僚とは退職処理に係る取扱いが異なっていたことがうかがわれる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人の A 社での雇用保険加入期間は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人も、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうかの記憶は明確でないと述べているほか、申立人が申立期間において事業主に

より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。